

令和7年7月4日

技術提案書に関する質問内容および回答内容

美郷町

令和7年6月29日付けで提出のあった質問について、下記のとおり回答します

公告日：令和7年6月4日	
業務名：美郷町商業活性化賑わい創出事業（地場産業活性化拠点施設整備） 修正設計業務	
質問	回答
1. 資料：美郷町商業活性化賑わい創出事業基本設計の概要 項目：A-05 「産直みさと市」に関してA案「完了後解体」とB案「着工前移転案」の2案が示されていますが、B案「着工前移転案」を前提とした提案を行ってもよろしいでしょうか。	計画事業費を超えない限り、どちらの案でも構いません。
2. 資料：現地測量図面のCADデータ 現地測量図面のCADデータ内にはローソンの敷地も含めて事業予定範囲として記載されています。今回の計画において、ローソンの敷地はどのような位置づけですか。ローソンの敷地を本事業の計画地に含めて提案してもよろしいでしょうか。	ローソンの敷地は、本事業の計画地に含まれません。 事業予定範囲は提供資料「美郷町商業活性化賑わい創出事業基本設計案の概要」P3 1-3. 敷地条件・敷地概要を参照してください。
3. 資料：(参考)美郷町商業活性化賑わい創出拠点施設 概要説明(p.15) 項目：施設概要 想定機能に配置階の記載がありますが、階を変更して計画してもよろしいでしょうか。	参考で示した施設概要は、現時点で美郷町が適切と考えるものです。これを超える優れた提案においては、想定機能の配置階を変更することも可能です。
4. 資料：(参考)美郷町商業活性化賑わい創出拠点施設 概要説明(p.9)など 項目：6-1 魅力的な飲食店 航空写真の図に、飲食エリア(3店舗)が敷地南東角に3店舗並んで配置されていますが、その通りに計画すべきでしょうか。飲食エリア(3店舗)は図以外の配置でもよろしいでしょうか。	参考で示した飲食店舗の配置は、美郷町が現時点で適切と考えるものです。商店街と一体となって集客を図るコンセプトを踏まえた上で、より一層賑わいを創出する提案においては、飲食店舗の配置を変更することも可能です。

<p>5. 資料：様式8-2 項目：概算工事費</p> <p>「科目」の項目は変更、追加してもよろしいでしょうか。</p>	<p>よろしいです。</p>
<p>6. 資料：業務説明書 項目：4. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項</p> <p>(3) 技術提案書の記載に関する留意事項 ウ 評価テーマに対する技術提案の記載に関する留意事項に、「想定 of 総工事費には、テナント部分を含む全ての用途の建築主体工事費(家具等の備品を含む。)…省略」とあるが、飲食店の厨房設備や屋内遊戯施設の遊具も含むのでしょうか。どこまで含むのかご教示下さい。</p>	<p>飲食店の厨房設備、屋内遊戯設備の遊具を含みます。</p>
<p>7. 資料：様式6～8、公告 項目：5 技術提案書に関する事項 (1) 作成方法</p> <p>様式集の枠のサイズやフォントは変更してもよろしいでしょうか。 また、文字サイズの制限等ありましたらご教示ください。</p>	<p>A3用紙に印刷可能であれば、枠のサイズやフォントは変更して構いません。 文字サイズに指定はありませんが、読めるサイズとしてください。</p>